

2

問題

《奈良時代の土地制度》

次の史料A～Cと文章を読み、下記の問に答えよ。(25点)

A (養老元年五月) 丙辰, 詔して曰く, 「率土の百姓, 四方に (a) して課役を規避し, 遂に王臣に仕へて, 或は資人を望み, 或は得度を求む。王臣本属を経ず私に自ら駆使し, 国郡に囑請して遂に其の志を成す。茲に困りて, 天下に流宕して郷里に帰らず。(中略)」と。

注) 「得度」=国の規定に則って正式に出家すること。

「本属を経ず」=本籍地の役所を通さず。

「国郡に囑請して遂に其の志を成す」=国衙や郡衙に頼んで人民を私に利用する。

B (①養老七年四月) 辛亥, 太政官奏すらく, 「頃者百姓漸く多くして, 田池窄狭なり。望み請ふらくは, 天下に勧め課せて, 田疇を開闢せしめん。其の新たに溝池を造り, 開墾を営む者有らば, 多少を限らず給ひて (b) に伝へしめん。若し旧溝池を逐はば, 其の (c) に給はん。」と。

C (天平十五年五月) 乙丑, 詔して曰く, 「聞くならく, 墾田は養老七年の格に依りて, 限満つるの後, 例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦し, 開きたる地復た荒ると。今より以後, 任に私財と為し, (b) (c) を論ずること無く, 咸悉に (d) 取ること莫れ。其の親王の一品及び一位は五百町 (中略)」

646年に発布された改新の詔では, それまで豪族が私有していた土地と人民を国家のものとする, 公地公民制が示された。これは, 以後律令国家の基本方針となり, 一定の年齢以上の農民に口分田を与え, ②様々な税を負担させる制度が確立された。しかし, 8世紀に入ると, 荒廃田と人口の増加が, 口分田の不足をもたらした。荒廃田が増加した背景には, 過重な納税義務に困窮した農民による口分田の放棄があったと考えられる。また, 困窮した農民は史料Aに見られるような行動をとったため, 公民を政府が直接把握して課税するという律令国家の税制を揺るがす事態となり, 国家財政にも大きな影響が出るようになった。

こうした事態を打開するため, 政府は③新たな土地政策を打ち出す必要があった。そこで, 田地拡大をはかるため, 史料B・Cに見られるような, 開墾を奨励する法令を出した。

問1 史料A中の (a) は, 本籍地から他所に逃げた農民のうち, 所在が明確で, 庸・調を負担している者である。(a) に適する語句を記せ。(3点)

問2 下線部①に関して。

(1) 「養老七年」は西暦何年か。(3点)

(2) 史料Bが出された「養老七年」当時の天皇と, その天皇の治世の出来事の組合せとして正しいものを, 次のA～Eの中から1つ選び, 記号を記せ。(3点)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ア 聖武天皇—国分寺建立の詔発布 | イ 元正天皇—蓄銭叙位令の制定 |
| ウ 聖武天皇—『日本書紀』の編纂 | エ 元正天皇—養老律令の制定 |

問3 史料B・C中のb～d () に適する語句を、それぞれ漢字2字で記せ。(6点)

問4 史料Cの法令について述べた文として正しいものを、次のア～エの中から1つ選び、記号を記せ。(3点)

ア 史料Cに基づいて開発された墾田は、納税義務のない不輸租田として登録されたため、税収増加の効果はなかった。

イ 史料Cの法令を受けて、東大寺などの有力寺院が大規模な開墾を行い初期荘園が成立したが、その荘園経営は国司や郡司の協力のもと行われた。

ウ 史料Cの法令によって貴族や寺院、地方豪族の土地占有が進んだため、道鏡政権下ですべての開墾を禁止する法令が出された。

エ 史料Cの法令が発布されたことで、土地の私有化が進んで班田収授はまったく行われなくなり、公地公民制は崩壊した。

問5 下線部②に関して、力役負担の代わりに納められたものを「庸」といったが、それは正丁の場合、(あ) 10日間の代わりに(い) 2丈6尺などを納めるものであった。あ・い() に当てはまる語句を記せ。(4点)

問6 下線部③に関して、史料Bの前年に出された耕地拡大を目的とする計画を何というか。(3点)

ポイント

奈良時代の土地制度に関する史料とリード文を提示した問題である。8世紀の土地制度の変遷は、古代史定番のテーマであり、史料を使った出題も頻出である。問4のような正誤問題に対応するために、単純な用語暗記ではなく、律令政府が土地政策を変更した背景や法令の内容、初期荘園の成立の経緯などを関連させて、体系的に理解しておきたい。問題編冊子導入も参考にしながら、押さえるべき重要語句や、土地制度の変遷を確認しておこう。

解答

問1 浮浪 問2 (1) 723年 (2) エ 問3 b 三世 c 一身 d 永年

問4 イ 問5 あ 歳役 い 布 問6 百万町歩開墾計画

解法

まずは史料にざっと目を通して、史料の時代や概要をつかもう。史料を精読するのではなく、知っている用語やフレーズがないかチェックしていくとよい。

🗨️ がポイント!

史料とリード文が併用されている問題へのアプローチ

本問のような、史料とリード文が併用されている問題の場合は、リード文にも目を通しておこう。リード文中には、史料の内容に関する説明や史料中にも登場する空欄など、史料問題を解くためのヒントが隠れていることが多い。また、これらの情報を見落とすと誤った解答をしてしまうこともあるので、注意深く確認しよう。

問2・問3 b・c 史料Bは、リード文最終行より「開墾を奨励する法令」であることがわかる。また史料B中に「新たに溝池を造り…」「旧溝池を逐はば…」という開墾に関する条件があることから、三世一身法であると判断できる。問2は年代、問3 b・cはこの法令における開墾地私有に当たった条件を想起して解答を検討すればよい。

問3 d 史料Cは、リード文最終行より「開墾を奨励する法令」であることがわかる。また、史料C中に「天平十五年」「任に私財と為し、(b)(c)を論ずること無く、咸悉に(d)取ること莫れ」とあり、空欄b・cがそれぞれ三世・一身となることを踏まえて検討すると、史料Cは墾田永年私財法であると判断できる。

問4 本問は、文章内における個々の歴史事項に誤りが含まれるタイプの正誤文選択問題である。各選択肢の正誤判断のポイントは以下の通り。

- ア…史料Cで私有が認められた墾田は不輸租田であったか？
- イ…初期荘園の経営は国司や郡司の協力のもと行われたか？
- ウ…道鏡政権下で出された開墾禁止の法令の適用範囲は「すべての開墾」か？
- エ…史料C発布後、班田収授はまったく行われなかったか？

史料

A：浮浪・逃亡の続出

キーワード 「率土の百姓，四方に浮浪して課役を規避し」

出典 『続日本紀』

『続日本紀』は六国史の1つで、奈良時代の基本史料である。引用は、農民の浮浪・逃亡に関する部分で、浮浪・逃亡した農民は上級貴族に仕えたり、出家を望んだりして課役負担から逃れようとしたことが読み取れる。

B：三世一身法

キーワード 「其の新たに溝池を造り，開墾を営む者有らば，多少を限らず給ひて三世に伝へしめん。若し旧溝池を逐はば，其の一身に給はん」

出典 『続日本紀』

723(養老7)年に発布された三世一身法である。新たに灌漑施設を設けて開墾した場合は、3代(子・孫・曾孫とする説が有力)、旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は、本人1代という期限付きでの土地保有が認められた。

C：墾田永年私財法

キーワード 「任に私財と為し，三世一身を論ずること無く，咸悉に永年取ること莫れ」

出典 『続日本紀』

743(天平15)年に発布された墾田永年私財法である。「養老七年の格(=三世一身法)」では、定められた私有の期限が過ぎた後、その土地は国家に収公されることになっていたため、効果はあまり上がらなかった。そこで政府は墾田永年私財法を発布し、位階や身分によって墾田所有面積の制限はあるものの、墾田の永久私有を認めることとした。

解説

問1 8世紀には、困窮した農民の中で、口分田を捨てて戸籍に登録された本籍地（本貫地）を離れる者が現れるようになった。そのような行動を浮浪・逃亡といい、浮浪は所在地がわかり、調・庸を納める場合、逃亡は行方不明で調・庸を納めない場合をさした。律令政府は当初は浮浪・逃亡した者を本籍地に送り返そうとしたが、天平年間頃からは、現住地において、浮浪人という公民とは異なる身分で把握することとした。

問2 (2) 三世一身法が發布された当時の天皇は元正天皇（在位715～724）である。元正天皇の在位中には、718（養老2）年に養老律令が制定された他、720（養老4）年には『日本書紀』が完成した。

なお、741（天平13）年に国分寺建立の詔を出したのは聖武天皇であるが、聖武天皇が即位したのは、724（神亀元）年である。また、蓄銭叙位令發布は711（和銅4）年で元明天皇の時代である。

問4 墾田永年私財法が發布されると、貴族や大寺社、有力な地方豪族の間で私有地拡大の動きが進んだ。とくに、東大寺などの大寺院は、付近の農民や浮浪人などを労働力に編成して大規模な開墾を行い、各地で初期荘園が次々に成立していった。このような初期荘園は、国司・郡司など律令制地方支配機構の協力を得て成立しており、租税を納める義務のある輸租田であった。そのため、10世紀に律令制が崩壊すると、初期荘園の多くも衰退することとなった。

ウ 765（天平神護元）年に政府は加墾禁止令を出したが、ここで現地の百姓の開墾とともに、寺院の開墾については対象外とされた。当時政権を握っていたのは僧侶の道鏡であることから、寺院が対象外とされたことは道鏡政権による寺院に対する保護政策と考えられている。

エ 墾田永年私財法によって土地私有が認められ、公地公民制は崩れたが、民衆に口分田を班給する班田収授は引き続き行われた。

▼奈良時代の土地政策の変遷

政権	年代	内容
長屋王 (元正)	722年	百万町歩開墾計画 農民に食料・道具を支給し、10日間開墾事業に従事させる
	723年	三世一身法 … <u>期限付きで土地私有を認める</u> 新たに灌漑施設を設けて開墾→3代 旧来の灌漑施設を利用して開墾→本人1代
橘諸兄 (聖武)	743年	墾田永年私財法 … <u>開墾地の永久私有を認める</u> ※位階などによって所有面積に制限あり
道鏡 (称徳)	765年	加墾禁止令 … <u>現地の百姓と寺院を除き開墾を禁止</u> →道鏡の失脚後、772年に廃止された

✔ここもチェック

養老律令は、757（天平宝字元）年に藤原仲麻呂によって施行された。

✔図表のここに着目

奈良時代の土地政策の変遷について、制度・法令の内容を整理する。それぞれの政策が行われた時の政権担当者として天皇も合わせて押さえておきたい。

問5 調・庸・雑徭といった人頭税である課役は、農民にとって大きな負担であった。律令制下では、成人男性は**正丁**（21～60歳）・**次丁**（61～65歳）・**中男**（17～20歳）などに分けられ、税負担も年齢によって定められた。

▼律令の税制

	正丁	次丁	中男
租	田1段につき稲2束2把（収穫の約3%）		
庸	歳役10日の代わりに 布2丈6尺	正丁の2分の1	なし
調	諸国の特産物 絹・綿（絹綿）・糸・鉄など	正丁の2分の1	正丁の4分の1
雑徭	国司の下で年60日以下の労役	正丁の2分の1	正丁の4分の1

問6 律令政府は、口分田不足を補い、税の増収をはかるため、722（養老6）年に**百万町歩開墾計画**を打ち出した。これは、農民に食料・道具を支給し、国司や郡司の監督の下、10日間開墾事業に従事させて良田を開こうとするものであったが、成果は上げられなかった。その対象とされた地域が全国なのか奥羽地方のみなのか、説が分かれている。この計画が打ち出された翌年に三世一身法が發布された。

☑ 図表のここに着目

律令制の税制は正丁、すなわち成人男性中心に構成されていることを押さえておこう。